

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

1 やむを得ない事由

「やむを得ない事由」とは、以下のような事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、後任のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サビ管等」という。）を直ちに配置することが困難な（求人広告の掲載、ハローワークへの求人募集を行ったが採用に至っていない等）場合であり、法人の定例人事異動や定年退職など事前に事業所（法人）が把握し対応が可能であったものについては、やむを得ない事由として認められない。

（事業者の責に帰さない事由の例）

- ・サビ管等が死亡、失踪した場合
- ・サビ管等が病気やケガなどにより急遽休職または退職した場合
- ・その他、事前に予想できないことが生じた場合

2 やむを得ない事由に該当し、サビ管等をみなしで配置できる場合

サビ管等をみなしで配置できる従業者は、以下の（1）又は（2）の要件を満たす者

要 件	配置可能期間
（1）実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務を3～8年）を満たしている者 （注）開設時のみなし配置の措置は終了	欠如した日から1年間 ※ただし、引き続き原則の要件を満たすサビ管等の早期配置に努めること。
（2）以下の3点をすべて満たす者 ①実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務を3～8年）を満たしていること。 ②サビ管等が欠如となった日以前に、既に相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサビ管等基礎研修を修了済であること。 ③サビ管等が欠如となった日以前から、当該事業所の従業者として配置されていること。	欠如した日から実践研修を修了するまでの間（ 最長 で欠如時以降、 2年間 ） ※ただし、基礎研修修了後、6月経過後に実施される実践研修を受講すること。

3 サビ管等の欠如に伴うみなし配置の協議

事業所（法人）は、サビ管等がやむを得ない事由により欠如し、みなし配置が必要な場合は、遅くとも**減算開始月の前月15日まで**に別紙協議書及び関係資料を障がい福祉サービス指導室宛にメールで提出すること。

※協議結果は、協議書受付後、概ね7営業日以内に事業所へ回答するので、みなし配置が認められた場合は、変更届を提出すること。

※事業所への回答、変更届の提出先は、別紙1を参照